

十九　　八　七　六　五　四　　三　二　一　　条件平省令○財務省國債の發行等に關する。昭和五十七年大藏
 発発　　振額最低払發發用振の法發号名　　平成二年四月一日より告示第六百四十五号
 行行　　替額面金込行行等替條律行稱　　平成二年五月十二日告示第十一項に於ける。利付債券（十年）（第三百四十六号）
 價格　　単位金額法　　適そ拠記　　平成二年五月十二日告示第十五号
 額平す額の振　　五十万額い募振の以律社条九特十利　　財務大臣臨時代理山本早苗
 面成るの記替　　万円七円面に集替適下へ債第年別六付　　國務大臣（昭和五十七年大藏
 金二。整載法　　円億金よ取機用「平、一法回」　　國務大臣（昭和五十七年大藏
 額十數又の　　三額る扱関を振替株式第ニ関する法律（第三百四十六号）
 百九倍は規　　三千で發機は受け法「十三年法律第七十
 円年の記定　　六七十行関日とし、の規定。その規定
 に金録に　　百七に本銀行の振替に關する法律（第三百四十六号）
 につき額はよ　　百十億よ銀行のとし、の規定。その規定
 にるに、る　　三二千募集する。その規定。その規定
 百日よ最振　　万九六集する。その規定。その規定
 円る低替　　千五百の取扱の規定。その規定
 五も額口　　九三取扱の規定。その規定
 十の面座　　九百十扱の規定。その規定
 七と金簿　　百十扱の規定。その規定

十
八
十
七
十
六
五

払
込
期
所
支
元
利
金
額
日
償
還
期
金
限
額
予
償
還
期
期
子
以

平
成
二
十
九
年
四
月
十
日

日本面成子、支年
銀三をそ払三
行額十支の期月
百九払日と二
円年う以し十
に三。前、日
つ月六各及
き二月支び
百十間払九
円日に期月
属に二
すお十
るい日

十
四
十
三

後
の
利
利
期
利
子
第
二
期
利
子

規下は期た期平
定、が金と成
す次そ銀額し二
る号の行を、十
期及翌休支次九
日び営業払の年
に第業日う算九
つ十日に式月
い五にたに二
て号支當だよ十
同に払たしり日
じおうる、算を
いへと支出支
て以き払し払

十
二
十
一

の経利
払過
込利
み子率

に金加各年錢
払額え募○
いを、集・
込第次取一
む十の扱パ
も八算機一
の号式関セ
とににはン
す規よ、ト
る定り払
。す算込
る出金
期し額
日たに